

令和5年第2回安平町議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月15日（水曜日）午後4時15分開会

1 招集年月日 令和5年3月15日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第4号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第19号	令和5年度安平町一般会計予算について
日程第2	議案第20号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3	議案第21号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第4	議案第22号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第5	議案第23号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
日程第6	議案第24号	令和5年度安平町水道事業会計予算について
日程第7	意見案第1号	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について
日程第8	意見案第2号	現政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について
日程第9		議員派遣の件について
日程第10		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第19号 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
7番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 休会を解いて議会を再開します。只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1～6 議案第19～24号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第19号令和5年度安平町一般会計予算について。

日程第2、議案第20号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について。

日程第3、議案第21号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について。

日程第4、議案第22号令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について。

日程第5、議案第23号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について。

日程第6、議案第24号令和5年度安平町水道事業会計予算について。

以上6件を一括議題とします。本件に関し予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔鳥越委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越委員長。

○委員長（鳥越真由美君） 皆様お手元の報告書をご覧ください。

令和5年3月15日

安平町議会議長 多田 政拓 様

予算審査特別委員会
委員長 鳥越 真由美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので安平町議会議事規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第19号	令和5年度安平町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第20号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第21号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第22号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第23号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第24号	令和5年度安平町水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定

令和5年度各会計予算については、6件全てを原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。只今予算審査特別委員長より令和5年度各会計予算の決定については6件の全てを原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告がありました。お諮り致します、本件については議長を除く全議員で審査を行ったものでありますので質疑討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、採決を行います。これから議案第19号 令和5年度安平町一般会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号、令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に議案第23号、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案のと

おり可決されました。

次に議案第24号、令和5年度安平町水道事業会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。従って議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第7、意見案第1号新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

[木林議会事務局長挙手]

○議長(多田政拓君) 事務局長。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第1号朗読

意見案第1号

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣となっております。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書(案)

政府は新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを、「2類」よりも厳しい措置がとれる「新型インフルエンザ等感染症」の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと5月8日に移行する方針を決めました。「5類」に移行されることにともない、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

新型コロナウイルス感染症第8波のもとで、感染者数は減少傾向だが、死亡者数が過去最多を更新し医療体制が逼迫してきたもとで、「5類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。日本医師会の松本吉郎会長は、医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療へ継続的な支援」を求めています。谷口清州・国立病院機構三重病院長の「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められています。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理

由などから受診抑制をしたりすることがないように、公的支援を後退させないように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年3月9日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上、皆様のご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありますか。

[工藤議員挙手]

○議長(多田政拓君) 工藤秀一議員。

○1番(工藤秀一君) 反対意見を述べさせていただきます。新型コロナは5月8日から5類感染症に移行し、今後の接種のあり方についても様々な方向性を示す中で緩和措置が取られます。まず5類となることで緊急事態宣言や外出行動の制限は求められなくなる、マスクの使用は個人の判断に任せる。また、幅広い医療機関で対応できるようになる中、医療費は原則一部自己負担となります。法的拘束を段階的に見直し季節性インフルエンザなどと同じ扱いに移行していくことを明るい兆しとされます。そしてまた医療機関においては体制の厳しい縛りはなくなり、医療のひっ迫はかなりの勢いで軽減されるものと思われます。しかし、検査でコロナが陽性反応とされた場合、公費負担を継続する案も出ている現状です。今のこの段階で無責任に公的支援を後退させるなどというような内容の意見書を安平町議会として提出することには反対します。以上です。

- 議長（多田政拓君） 只今工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。
それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。
まずこれらの引き下げによって国民そのものがどれほどの幸せになるのか
っていうことを考えていただきたいと思います。特に重症化しやすい高齢者
が同じ病院と、発熱している患者さんと同じ病院で治療を受けることにな
ると感染のリスクが高まりますし、それからこの説明の中にもありましたとお
り医療費の自己負担が増えることによって病院控えによる重症化だとか、ま
た、周りへの感染をさせるというような心配も出てくるのではないかなと思
っています。どんな病気であろうとも本当は罹りたくないというのは皆さん
同じことだろうと思います。そういうことを考えましたら、やはり一番安全
な対策を今の段階で取れた方がいいのではないかなと思っています。まだこ
の病気の感染の理由だとか、その原因だとか、それからこの後まだ流行をす
るような心配も無くなったわけではない段階で5類に引き下げるとするの
は危険ではないかなと思っていますので、どうぞ皆さん国民の健康のため
にご賛同をお願いします。

- 議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから意見
案第1号、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に移行
しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書
（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起
立しないかたは反対と見なします。それではこれから意見案第1号を採決し
ます。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めま
す。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森）

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です、起立5名と認めます。それでは起立5名

です。議長を除いた只今の出席議員は10名です。よって賛成と反対が同数です。地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決します。意見案第1号について議長は可決とします。

◎ 日程第8 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第8、意見案第2号現政権が進める大軍拡増税に反対する意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

現政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

現政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）

政府は国会で審議することなく、昨年12月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる「安全保障3文書」(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有と5年間で43兆円という未曾有の「大軍拡」を進めようとしています。

「敵基地攻撃能力」の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地の攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の主旨ではないという立場や、「専守防衛」という原則すら完全に投げ捨てるものです。

また、「安全保障3文書」はGDP(国内総生産)比2%程度の「防衛費」を掲げており、財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用・削減などが進められようとしています。

実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ第3位の「軍事大国」ということとなります。

各界各層から批判の声が上がっています。自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、戦わないために何をするか考えるべきと強調しています。物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに大軍拡のための増税への怒りが急速に広がっています。『読売』世論調査(1月16日)は、「防衛費」43兆円使うことに反対49%、賛成43%と昨年の調査から賛否が逆転しました。

特に、財源を増税でまかなうことに反対は63%である。『NHK』世論調査(2月13日)でも、軍事費増額の財源確保のために増税することに、「反対」が64%で「賛成」の23%を大きく上回っています。

よって、国においては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す「大軍拡大増税」の方針を転換し、憲法9条を生かした平和外交に徹する事を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年3月9日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣

皆様のご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 反対意見を述べさせていただきます。反対意見として北朝鮮は何度も弾道ミサイルを発射。日本に撃たれたら大変なことです。いまや中国も軍事力を大きく高め日本の何倍もの攻撃力を持っています。また、ウクライナにロシアが侵略し罪もない人々の命が奪われている、それが今も続いているのが現実です。日本はこのロシア、中国、北朝鮮ミサイル攻撃能力を持った国に囲まれており、これが今の日本を取り巻く現実ですから万が一この武力によって戦争に巻き込まれるようなことがあっては決してなりません。もしもミサイルが飛んで来たらそれを撃ち落とす能力を備えておかなければなりません。それらの国と仲良くすることが最優先ですが、やはり彼らが持っているミサイル攻撃能力に対しては日本なりにそれを使わせないような抑止力を備えておく必要があると思います。日本は長年努力をしてきました。しかし、時代は刻々と変わり何もしないことが平和につながる訳ではなく、その時代に応じて工夫していかなければならない。日本の周辺の国々が軍事力を大幅に拡大し活動を活発にしていくなか防衛の備えと外交の力をともに進めることは大切であり、残念なことです。日本国民の命を守ってもらうためにはやむを得ないことかと思えます。防衛力を強化するにあたりどうやって賄うか。増税というのは我々の負担の力を超えており、だからと言って国債を発行し借金をしてこれを将来の世代、私たちの孫やひ孫に払ってくださいというのはあまりにも無責任です。今私たちの命や財産がリスクにさらされているわけですから不安を解消するための防衛力強化は私たちの世代で負担をすることが必要とされるどころです。対策として歳出削減の努力、決算余剰金の活用、外国為替特別会計など余裕のあるところから防衛費に充てる見込みです。なるべく個人の負担を増やさないように中小企

業にも負担が増えないように工夫するなか、ただ闇雲に反対というこのような無責任な意見書を安平町議会として政府に提出することには反対です。以上です。

- 議長（多田政拓君） 只今工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 私は賛成をしておりますので意見を述べさせていただきます。増税だとか防衛のための国家戦略だとか、そういったようなことではなくて、いざ戦争だとか攻撃を受けた時に国民はどういう犠牲を払わなくてはならないかっていう、そこところが私は一番問題だと思うのです。ウクライナの戦争を見ているだけでもやっぱり政治的思想がどうあれ何か戦わなくて済むような方法はないかなと常々考えています。あれだけ悲惨な思いをしている国民の姿を何度も何度もテレビで見えていたら本当に耐えられなくなります。第二次世界大戦で息子を亡くした親と一緒に暮らしてきていますので、子どもを亡くした親の心情をどれほどのものであるかっていうこともよく知っております。ですから軍拡だとか防衛だとかではなくて外交とか政治の力によって戦いが起こらないような平和に暮らせるようなそういう政策というか、そういう観点から政治を行っていただきたいと思っています。まず本当に目には目をということではなくて軍事力があるから攻撃されないということでもないだろうと思いますので、まず国民の命と幸せを守るというその一点に絞った国の政策のあり方であってほしいと思うからこそ、この意見書には賛成します。皆さんどうぞご理解ください。

- 議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 今賛成の討論がありましたので反対の討論でよろしいですか、はい。

- 8番（箱崎英輔君） 私は以下の点から反対の意見を述べさせていただきます。私も今米川議員がおっしゃられたようにウクライナの現状であったり、身内の話であったりとそのとおりだと思います。ウクライナの現状は本当に民間の方々が命を落とされたり小さな子どもが命を奪われたりと、惨状極まりない状況です。また、私も身内で私の母の兄つまり私の叔父は私が生まれる前の昭和の戦争時代に二十歳前後で亡くなっています。二十歳前後と言ったの

はいつ亡くなったのかもわからないという、白骨で実家に骨だけ戻ってきたということを母が本当もうずっと語っていました。そういう惨状にならないためにどうすべきかということだと思いますので、いくつかの点から述べさせていただきます。まず国民世論ということですが国民世論は聞き方ややり方によって色々なパーセンテージが変わってきます。全然信用できないというわけではないのですが、その一方で自衛隊、これも同じ読売新聞の記事だったのですが、自衛隊の増強に賛成というのは過去最高を示して41.5%。当然そのままいいという方も多数いらっしゃいました。また、減少というのは下がり気味になってきてさすがにほぼ1桁の5、6%というところになっています。2番目ですが、先ほど工藤議員がおっしゃられたように国際情勢こちらの方は日本は海に囲まれているとは言え脅威に感じられる国、つまり脅威とは何かというと、その能力を持って尚且つその意思がある3つの国に囲まれているという地政学上の問題もあります。こういうところはあまりないという中でどうすべきかということ国としての考え方ですが、これは首相が発言していますが、抑止力、対処力を向上することによって武力攻撃そのものの可能性を低減させると。また、国家安全戦略においても反撃の能力についても憲法に基づき専守防衛の理念をもって行っていくということを発言しています。ということをお考えまして現在の戦争のことは私が言わない方も皆さんテレビや報道でわかっていると思いますが、何も防衛つまりミサイルが飛んでくるだけではない、戦車の弾が飛んでくるわけではないわけですね。これ経済安保、外交安保とも言われているように色々な国の協力がないとやっていけない。また、経済安保と言われてガスだとか油、色々止められたことによって国が反対の意思を通せなくなるという状況が起きています。また、これを自衛隊に落とすと、自衛隊の今まで弱点だった継戦能力ですね。つまりは何日間、もし他国から攻められることになった場合に続けていけるんだと。国民を守っていけるんだ、国土を守っていけるんだという能力は極めて低かったと。これに対して今国は予算を付けて継戦能力を上げていこうということと、こちらも同じようにサイバー攻撃であったり電磁波攻撃だったり。今回は電磁波攻撃をやったかやらないかわからないですが、前回のロシアのウクライナ侵攻によっては電磁波攻撃でほぼ国民のインフラ攻撃が電磁波のみでやられてしまった。その後でサイバー攻撃をかけられてフェイクニュースを流され、それが家族に伝えられ、あなたの夫は亡くなりました。あなたの子どもはどこです。また、部隊においてもフェイクニュースが流されて全く違うところにここに集結しろという情報が流されてそこの部隊は全滅したということも起きています。また、宇宙に関しても一緒です。そのようなことを考えますと今回の自衛隊だけではなくて国として防衛力をどうするかという視点は絶対に欠かせないものだと思います。以上の点で反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（多田政拓君） はい。それでは賛成の意見の方おられますか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は意見案賛成の立場から違った角度で述べていきたいと思うのですが。いわゆる日本があたかも敵国に囲まれているような錯覚に陥っているような感情、メディア含めてされています。ロシアがウクライナに侵略したというのがありますが、戦争には色々な形がありまして、それぞれの大義名分がありまして、私たちがロシアとウクライナの中身についてどう分析していくのかはまた別な角度でやるだろうと思えますけれども、ただ言えることは戦争はしてはダメだということだけであります。それで中国に対する言い方、工藤議員や箱崎議員が言っていますが中国と日本の関係についてはアメリカより対米貿易が日本の経済の27%で極めて中国に依存していることもこれまた現実な問題の中で、そうした経済関係が有効の中で中国を敵対視するっていうことがあえてどうなのかっていう部分と、今北朝鮮のことでミサイルが飛んでくると言いましたが、実態論として北朝鮮からミサイルが飛べるのは韓国、アメリカが黙って見ているから飛ぶだけであって、これいざという時には制空権は完全にアメリカが北朝鮮の上空全部押さえていますから北朝鮮から飛んでくるってことはないのです、今のアメリカの防衛上含めていった時に。そんな意味を含めていくなれば今ただ買わされてっていうのは軍事産業におかれた兵器を買わされて、買った兵器をまた管理しなければならない。維持管理費がまた莫大なものになるのです。そんな意味で今武器を買えばいいと、更にまた新しい武器を買おうと。いわゆる軍拡がやられたからと言って止められるものではないです戦争っていうのは。やっぱり戦争しないという強い意識を持って外交の中でやっていくことでして、特に私はそれほど脅威を持っているという国は、私は感じていません。やれば終わりです、戦争やれば終わりです。一発ぶち込んでぶち込まれたら終わります。そんな意味ではそうさせないということが、軍備をいっぱい持ったからと言って戦争を抑止なんてできません。それはしないという信念のもとで形の中でやるのが大切であって、どんな軍備を装備したからといって戦争を抑止できることではありません。しないという、戦争を起こしてはならないという国民含めて我々の力、意識があって戦争は止められるものなのです。そんな意味では無駄な金を使わないで、もっとこれから少子高齢化、子どものためにたくさんのお金を使うべきだと私は思います。

○議長（多田政拓君） それでは他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。これから意見案第2号、現政権が進める大軍拡大増税に反対する意見書（案）について採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対と見なします。それではこれから意見書案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 起立5名です。着席してください。起立者は5名です。議長を除いた只今の出席議員は10名です。よって賛成と反対が同数ですので地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決します。意見案第2号について議長は可決とします。

◎ 日程第9

○議長（多田政拓君） 日程第9、議員派遣の件について議題とします。お諮りします。議員の派遣について次の定例会までの間に急施を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第10～12

○議長（多田政拓君） 日程第10、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第11、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和5年第2回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後4時49分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
